

介護サービス情報の公表制度の見直し 及び新システムの概要

厚生労働省老健局振興課
平成24年8月31日

介護サービス情報の公表制度とは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度。
利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に
選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成24年度時点で、全国約24万か所の事業所情報が公表されている。



制度の仕組み

○事業所情報の公表までの流れ

事業所の情報は、都道府県が公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①毎年1回、各事業所は直近の事業所情報を都道府県に報告
- ②都道府県は内容を審査
(都道府県が必要と認める場合に訪問調査を実施(後述))
- ③都道府県はインターネットに事業所情報を掲載



公表されている内容

○基本情報

- 1 事業所の名称、所在地等
- 2 従業者に関するもの
- 3 提供サービスの内容
- 4 利用料等
- 5 法人情報

○運営情報（見直し前は「調査情報」）

- 1 利用者の権利擁護の取組
- 2 サービスの質の確保の取組
- 3 相談・苦情等への対応
- 4 外部機関等との連携
- 5 適切な事業運営・管理の体制
- 6 安全・衛生管理等の体制
- 7 その他（従業者の研修の状況等）

制度の見直し

<見直しの背景>

情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

(介護保険部会報告書「介護保険制度の見直しに関する意見(抄)」(平成22年11月30日))

①調査方法の見直し

→→ 都道府県知事が必要と認める場合に実施

②公表方法の見直し

→→ 利用者にとって活用しやすいものとなるよう工夫

①調査方法の見直しについて

○介護保険法改正

1年に1回の調査から、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うことができる仕組みに変更する。



国会審議において、調査が任意となった場合でも、公表されている情報の正確さを確保するため、最低限必要な調査を実施する旨附帯決議がなされた

○介護保険法案に係る附帯決議

介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。



附帯決議を踏まえ、ガイドラインを通知

○調査のガイドライン

附帯決議を踏まえ、国はガイドラインを通知。これを参考とし都道府県は調査の指針を策定する。

- I 調査が必要と考えられる事項
- II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項
- III 他制度等との連携により効率的に実施することが可能と考える事項

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

※都道府県は、これを参酌して、調査指針を定める

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

○新規申請時又は新規指定時

(調査項目の例)

新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)

(一定期間の例)

新規申請から3年間は毎年実施

(調査項目の例)

運営情報の項目を中心に調査

○事業者自ら調査を希望する場合

(調査項目の例)

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査

※ 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

○更新申請時

(調査項目の例)

更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○調査による修正項目の割合に応じ実施

(調査実施の例)

・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施

・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施

○一定年数毎に実施

(調査間隔の例)

2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

○第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合

(配慮の例)

・福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所については、調査を行わないこととする。

・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

○1事業所において複数サービスを実施している場合

(配慮の例)

主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

○報告内容に虚偽が疑われる場合

(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○公表内容について、利用者等から通報があった場合

(調査方法等の例) 通報があった項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○実地指導と同時実施

(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査

○状況に応じて、調査する項目を選定して実施

○その他必要に応じて実施する場合

(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査

(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

②公表方法の見直しについて

まずは、現行システムの画面を確認してみましょう

現行公表画面①(検索画面トップ)

東京都 介護サービス情報公表システム
東京都内の介護サービス事業所の各種情報を検索できます。

このサイトは、介護保険法の規定にもとづいて、都道府県内の介護サービス事業所・施設が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表するサイトです。

[最初にお読みください](#)

**介護サービス選択
お助けネット** 簡略化した内容を公表しております。
[左のボタンをクリック](#)して、是非ご覧ください。

公表される情報について

- 都道府県内の介護サービス事業所・施設が、サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表します。
- 公表情報は、事業所・施設ごとに、基本情報と調査情報があります。(調査情報は、都道府県が、事実確認調査をおこなった情報です。)
- 利用されるかたが、この情報などにもとづいて、より良いサービスの選択にお役立ててください。

[介護サービス情報の公表について](#)
[公表されている介護サービスについて](#)
[お勧めする検索方法](#)

お知らせ

介護サービス情報検索

介護サービスの種類で検索する

住所で検索する

キーワードで検索

キーワードを入力して「検索」を押してください

複数キーワードを [すべて含む](#)

詳しい条件で検索

[詳しく検索するページへ](#)

このサイトを見やすくするには
このサイトのアクセシビリティについて

[このページの先頭へ](#)

情報量が多く、一目見ただけでは操作方法がわかりにくい

現行公表画面②(基本情報)

3. 事業所において介護サービスに従事する従業員に関する事項

職種別の従業員の数、勤務形態、労働時間、従業員1人当たりの利用者数等						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
看護師	0人	0人	1人	0人	1人	1人
准看護師	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護職員	0人	1人	0人	6人	7人	2人
事務員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他の従業員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数						40時間
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の人数を常勤の従業員の数に換算した人数をいう。						
従業員である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
介護福祉士	0人	0人	0人	0人	0人	2人
介護職員基礎研修	0人	0人	0人	0人	0人	0人
訪問介護員 1級	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2級	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3級	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護支援専門員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
管理者の他の職務との兼務の有無						あり
管理者が有している当該報告に係る 介護サービスに係る資格等	あり	(資格等の名称) 社会福祉主事				
看護師、准看護師及び介護職員1人当たりの1か月のサービス提供回						79回

膨大な事業所情報が、分類されずに同じページに羅列されており、
知りたい内容が探しにくい

現行公表画面③(調査情報)

大項目 1. 介護サービスの内容に関する事項

中項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

小項目1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。

確認のための材料 ☒ 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

確認事項(2). 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。

確認のための材料 ☒ 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。

小項目2. 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況

確認事項(1). 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。

確認のための材料 ☒ アセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果の記録がある。

確認事項(2). サービス提供の契約前又は契約時に、利用者の居宅を訪問し、車輛の駐車位置及び設備の搬入順路を把握している。

確認のための材料 ☒ 利用者ごとの居宅における車輛の駐車位置及び設備の搬入順路の記録がある。

小項目3. 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用者ごとの当該サービスに係る計画を作成している。

確認のための材料 ☒ 利用者ごとの当該サービスに係る計画がある。

確認事項(2). 当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の希望を踏まえて作成している。

**調査員が調査に使用する調査票の文言がそのまま使用され、
行政の視点となっており、そもそも利用者にとって理解しにくい情報**

モデル事業の実施（介護サービス選択お助けネット）

「見やすさ」「使いやすさ」「分かりやすさ」の観点から、平成22年度に公表システムに以下の改良を行った。

※4県（宮城、神奈川、富山、岡山）、5サービス（訪問介護、通所介護、短期入所、居宅介護支援、特定施設（有料老人ホーム））で実施。**平成23年度より全国展開**している。

1 簡易版（概要版）の追加

情報がコンパクトにまとまった「概要版」を作成し、利用者にとってわかりやすい表示画面に工夫。

2 専門用語の解説を充実

意味の分かりづらい用語について、画面を切り替えることなく表示

3 検索機能の強化

利用者がまず知りたいと思う情報から事業所検索ができる機能を追加。
（営業日、営業時間、利用者負担額 等）

モデル事業①(検索画面トップページ)

インターネット初心者でも、迷わないで事業所が検索できるよう工夫

介護サービス選択
お助けネット

東京都

このサイトは介護サービス事業所が提供する
サービス内容や運営状況に関する情報を公表しています。

このページの
操作方法

中 大 最大

さがす

「サービス」や「地域」を選んで検索ボタンを押して下さい

このサイトは介護サービス事業所が提供するサービス
内容や運営状況に関する情報を公表しています。

サービスを選ぶ

介護保険施設に入所したい

有料老人ホームなどに入居したい

短期間だけ入所したい

住み慣れた地域にある小規模の施設に入りたい

認知症に対応した共同生活できる住居に入りたい

自宅を訪問してもらえるサービスを利用したい

自宅から施設に通ってサービスを利用したい

福祉用具を利用したい

訪問や通い、ショートステイなどのサービスを組み合わせて利用したい

ケアプランをつくってほしい

地域を選ぶ

多摩西部

多摩北部

23区東部

多摩南部

23区西部

島しょ

気になる単語で検索

☐ いずれかのキーワードを含む

☐ すべてのキーワードを含む

選んだサービス

選んだ地域

クリア

検索する

モデル事業②(お助けネット「概要版」)

膨大な事業所情報から基本的な内容をピックアップして紹介

社会福祉法人(社協以外) 千代田区立岩本町高齢者在宅サ ービスセンター (短期入所生活介護)		東京都千代田区岩本町2-15-3 Tel: 03-5825-3407 Fax: 03-5825-3408 URL: http://www.tama-dhk.or.jp 記入年月日: 2011年07月23日	
事業所概要			
運営方針	(1)要介護状態等の心身の特徴を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るような援助を行う。 (2)利用者の孤立感の解消、家族等の身体的・精神的負担の軽減 (3)市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供。		
事業開始年月日	2004年02月01日		
協力病院 ?	社会福祉法人三井記念病院、医療法人和風会		
サービス内容			
サービスの特色 ?	利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または、要介護状態となることの予防に配慮した目標を設定し、計画的に行います。また、予防だけでなく、利用者お一人お一人が楽しめる滞在となるように、レクリエーション活動を計画的に行います。 サービスの質の評価を行い、常にその改善および向上を図ります。		
送迎サービスの有無 ?	☒ あり ☐ なし		
リハビリテーション実施の有無	☒ あり ☐ なし		
より質の高いサービスの取り組み(加算) 加算とは? ?	サービス提供体制強化加算(円)		

モデル事業を踏まえ、新システムの開発へ

新システムの開発について

「見やすい」「使いやすい」「わかりやすい」

利用者の目線に立ち、選択を支援できるシステムを構築していく

公表方法の主な課題

■画面が見づらい、分かりにくい

(情報量、テキストが多く頭に入らない)

■操作方法が難しい

(どうやって検索すれば良いのか分からない)

■事業所の特色が分からない

(どこを見れば事業所の特色がわかるのか)
(現行システムは事業所のメリットが少ない)

見直しのポイント

一般の利用者の目線に立った、
分かりやすい内容に工夫

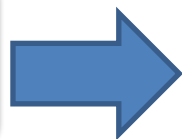
ネット初心者でも迷わず、必
要な情報が得られるよう工夫

事業所の特色が一目でわかる
よう工夫

※課題については、シルバーサービス振興会介護サービス情報公表センター調査研究における、
平成21年度介護サービス情報の公表制度支援事業利活用促進等研究会報告書
平成22年度介護サービス情報の公表制度支援事業公表画面改善のためのモデル事業報告書 等より抽出

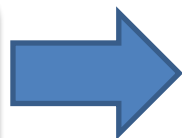
見直しのポイント

一般の利用者の目線に立った、
分かりやすい内容に工夫



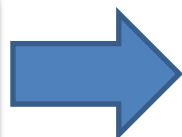
- 全体をとおして「シンプル」な画面とする
- テキストだけでなく、地図、ボタン、アイコン等を活用する
- 配色は高齢者でも見やすくなるよう工夫
- 説明はわかりやすい表現とし、絵・図を活用し親しみやすいホームページとする

ネット初心者でも迷わず、必要
な情報が得られるよう工夫



- 一画面の情報量を最小限にし、迷いを防止する
- 膨大な事業所情報を「内容」ごとに整理する
- 閲覧者をサポートする「解説」「ヘルプ」機能を大幅に充実する。

事業所の特色が一目でわかる
よう工夫



- 「事業所の特色」ページを創設し、事業所がPRしたい内容を自ら投稿できる仕組みとする
- 利用者にとって有益な情報である、画像や動画についても閲覧ができるようにする

※「事業所の特色」ページの投稿は、事業所の任意

新システムの概要

(現行システムとの比較を踏まえて)

現行

テキスト、情報量が多く、一目見ただけでは操作方法がわかりにくい

東京都 介護サービス情報公表システム
東京都内の介護サービス事業所の各種情報を検索できます。

しおり付き事業所はありません ヘルプ

このサイトは、介護保険法の規定にもとづいて、都道府県内の介護サービス事業所・施設が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表するサイトです。

最初にお読みください

介護サービス選択お助けネット

簡略化した内容を公表しております。
[左のボタンをクリック](#)して、是非ご覧ください。

公表される情報について

- 都道府県内の介護サービス事業所・施設が、サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表します。
- 公表情報は、事業所・施設ごとに、基本情報と調査情報があります。(調査情報は、都道府県が、事実確認調査をおこなった情報です。)
- 利用されるかたが、この情報などにもとづいて、より良いサービスの選択にお役立ててください。
 - ⇒ [介護サービス情報の公表について](#)
 - ⇒ [公表されている介護サービスについて](#)
 - ① [お勧めする検索方法](#)

お知らせ

介護サービス情報検索

介護サービスの種類で検索する

住所で検索する

キーワードで検索

キーワードを入力して「検索」を押してください

検索

複数キーワードを [すべて含む](#)

詳しい条件で検索

⇒ [詳しく検索するページへ](#)

このサイトを見やすくするには

このサイトのアクセシビリティについて

見直し後



画面の情報量を最小限に抑え、全体をとおして「シンプル」な画面とする。
インターネット初心者でも迷わないで検索方法が分かるよう工夫。

※検索方法は「地図検索」「サービス検索」「その他（詳細検索）」の3種類から選択
また、イラスト等を活用し親しみやすいホームページに工夫。

北海道

介護事業所検索

介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大

[全国版トップ](#) > 北海道

前のページ

- 介護保険について
- このホームページの使い方
- アンケート
- 未掲載の事業所について
- 地域包括支援センター事業所一覧
- 全国トップへ戻る

地図から探す

サービスから探す

その他の探し方

地図から探す

地図からお住まいの市区町村を選択することで市区町村内の介護サービス事業所の検索を行う。

17

検索画面①「サービスから探す」

現行

介護予防を含め50サービスの名称が列挙されている。
テキストのみであり、読み込みにくい。
検索をするには、ある程度サービスの内容を熟知している必要がある。

福祉用具サービス

[説明](#)

- ☐ 福祉用具貸与 (200件)
- ☐ 特定福祉用具販売 (204件)
- ☐ 介護予防福祉用具貸与 (200件)
- ☐ 特定介護予防福祉用具販売 (203件)

居宅介護支援サービス

[説明](#)

- ☐ 居宅介護支援 (1,178件)

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)サービス

[説明](#)

- ☐ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (134件)
- ☐ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (130件)
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (9件)

特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)サービス

[説明](#)

- ☐ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (34件)
- ☐ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (34件)
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (5件)

特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)サービス

[説明](#)

- ☐ 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) (11件)
- ☐ 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型) (2件)

小規模多機能型居宅介護サービス

[説明](#)

- ☐ 小規模多機能型居宅介護 (163件)
- ☐ 介護予防小規模多機能型居宅介護 (136件)



見直し後



サービスに詳しくない方であっても検索できるよう、
「訪問」「通い」「宿泊」「生活」などの「利用目的別」に整理し、
見やすいよう色も分類する。
また、サービス名の横に、解説機能を配置しすぐに調べられる。

■ 介護の相談・ケアプラン作成

☐ 居宅介護支援

[解説](#)

■ 自宅に訪問

☐ 訪問介護 **予防**

[解説](#)

☐ 訪問入浴 **予防**

[解説](#)

☐ 訪問看護 **予防**

[解説](#)

☐ 訪問リハビリ **予防**

[解説](#)

☐ 夜間対応型訪問介護 **予防**

[解説](#)

■ 施設に通う

☐ 通所介護 **予防**

[解説](#)

☐ 通所リハビリ

☐ 療養通所介護

[解説](#)

☐ 認知症対応型

■ 訪問・通い・宿泊を組み合わせる

☐ 小規模多機能型居宅介護 **予防**

[解説](#)

■ 短期間の宿泊

☐ 短期入所生活介護 **予防**

[解説](#)

☐ 短期入所療養

■ 施設などで生活

☐ 介護老人福祉施設

[解説](#)

☐ 介護老人保健施設

[解説](#)

☐ 介護療養型医療施設

[解説](#)

☐ 特定施設入居者生活介護 **予防**

[解説](#)

■ 地域に密着した小規模な施設等

☐ 認知症対応型
共同生活介護

[解説](#)

地域密着型
☐ 介護老人福祉施設
入居者生活介護

[解説](#)

☐ 地域密着型
特定施設入居者生活介護

[解説](#)

■ 福祉用具

☐ 福祉用具貸与 **予防**

[解説](#)

☐ 特定福祉用具販売 **予防**

[解説](#)

すぐに解説が
見られる

※事業所の負担を軽減するため、「予防サービス」は本体サービスと一体的に報告することができるようにした。
これまでは、「介護サービス」「予防サービス」それぞれ別に報告していた。(50→30サービスに整理)

検索画面②「地図から探す」

見直し後



モデル事業（お助けネット）で導入された「地図から検索できる機能」は、評判が高かったため、新システムでも継続。



検索画面③「その他の探し方(詳細検索)」

見直し後

ある程度、介護保険制度やサービスに詳しい方が
キーワードやその他の情報を組合せ、詳細に検索することが可能。
なお、それぞれのサービスの特色を踏まえた検索項目を設定した。

地図から探す		サービスから探す		その他の探し方	
サービスの種類	(サービスを選択して下さい) ▼				
事業所の所在地	(市区町村を選択して下さい) ▼				
事業所の名称	 例:介護サービス事業所...				
	☒ いずれかのキーワードを含む ☐ すべてのキーワードを含む				
事業所番号	 例:102030405... (※半角数字のみ)				
法人種別	☐ 社会福祉法人(社協以外) ☐ 医療法人 ☐ 営利法人 ☐ 農協 ☐ その他法人 ☐ 地方公共団体(市町村) ☐ その他 ☐ 社会福祉法人(社協) ☐ 社団・財団 ☐ NPO ☐ 生協 ☐ 地方公共団体(都道府県) ☐ 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)				
キーワードで検索	 例:夜間 診療 介護 新宿区...				
	☒ いずれかのキーワードを含む ☐ すべてのキーワードを含む				
サービス提供地域	 例:新宿区 中野区 豊島区 杉並区...				

検索結果一覧

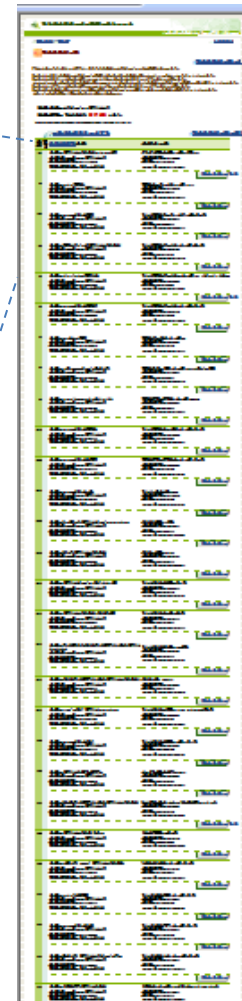
現行

検索結果は事業所番号順に表示される。（常に若い番号が上位）
条件が詳細で無い場合、一画面に100件以上が列挙され、非常に縦に長い画面となり、探しにくい。

↓ [しおりを付ける/はずす](#)

[対象事業所一覧の見方について](#)

連番	しおり	事業所番号/名称	住所/その他	
1	☐	名称:訪問入浴介護事業所アメニティ美幌 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0165290024 調査票様式:平成23年度様式	網走郡美幌町字仲町2丁目38番地の2 郵便番号:092-0004 電話:0152-75-2810 ファクス:0152-75-2316	詳細を表示する
2	☐	名称:ツクイ札幌東 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0170200240 調査票様式:平成23年度様式	札幌市東区北24条東21丁目7-22 郵便番号:065-0024 電話:011-787-3995 ファクス:011-787-3997	詳細を表示する
3	☐	名称:アースサポート札幌 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0170201115 調査票様式:平成23年度様式	北海道札幌市北区北25条西6丁目3番23号 郵便番号:001-0025 電話:011-700-3366 ファクス:011-700-1188	詳細を表示する



見直し後①



検索された事業所が地図上に表示される（新機能）。
 現行システムのように画面が長くないよう、1画面の表示は最大5件まで

検索された事業所が地図上に表示



イメージ

下の表の「チェック欄」にチェックを入れて、後で確認するための「しおり」をつけたり、同一サービスの比較をすることが出来ます。

☐ ← 表示中のすべての事業所にチェックを入れる

チェックを入れた事業所を

チェック		事業所名 ▼	電話番号 ▼	事業所 情報	サービス名称 ▼	備考
		所在地 ▼	FAX番号 ▼		公表年度 ▼	
1	☒	訪問介護 事業所の名称1 〒064-0841 北海道札幌市中央区旭ヶ丘 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	
2	☒	訪問介護 事業所の名称2 〒064-0841 札幌市中央区大通東 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	
3	☒	訪問介護 事業所の名称3 〒064-0841 札幌市中央区中島公園 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	

チェックを付けた事業所について情報の比較や「しおり」(お気に入り)をつけることもできる。

見直し後②



調査が「都道府県知事が必要と認めたとき」と任意となったため、利用者はどの事業所に訪問調査を実施したかが全くわからない。このため、備考欄に訪問調査等を実施した事業所にアイコン表示を行う。また、「自ら希望して調査を受けた事業所」やサービスの質を向上させるための「第三者評価」を受審した事業所等を、検索結果の上位に表示する。

チェック	事業所名		電話番号	事業所 情報	サービス名称	備考
	所在地		FAX番号		計画年度	
1	☐	訪問入浴介護 事業所の名称1 〒064-0841 札幌市中央区大通東 建物等の名称	000-0000-0000 000-0000-0000	詳細 HP 地図	訪問入浴 (平成24年度)	
2	☐	訪問入浴介護 事業所の名称2 〒060-0031 札幌市中央区北一条東 建物等の名称	000-0000-0000 000-0000-0000	詳細 HP 地図	訪問入浴 (平成24年度)	
3	☐	訪問入浴介護 事業所の名称3 〒064-0843 札幌市中央区界川 建物等の名称	000-0000-0000 000-0000-0000	詳細 HP 地図	訪問入浴 (平成24年度)	

「事業所情報」
「事業所HP」
「事業所地図」
を選択して閲覧

利用者に、
訪問調査を実
施した事業所が
分かるよう
チェックが入る

● アイコンの説明

過去3年で、外部機関(第三者)による「公表情報の確認調査」又は「サービスの質の評価」を受けている事業所を以下のとおり備考欄に表示しています。

	「公表情報の確認調査」及び「サービスの質の評価」の両方を事業所自ら希望して受けている。		「公表情報の確認調査」を事業所自ら希望して受けている。
	「公表情報の確認調査」及び「サービスの質の評価」の両方を受けている。		「公表情報の確認調査」を受けている。
	「サービスの質の評価」を受けている。		しおりがついている事業所

事業所情報①「情報の整理」

現行

基本情報の全てが一覧で列挙されており、縦に長く表示。
必要な情報が探しにくい。印刷すると15ページ以上になる場合もある。

基本情報		認定情報	
記入年月日	平成23年7月1日	記入者名	横原 充
所属・職名	事務課事務係・係長		

1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の名称	法人等の種類	社会福祉法人(社福以外) (その他の場合、その名称)	
	名称	(ふりがな)しゃかいふくしほうしん つばきのさと 社会福祉法人 椿の里	
法人等の主たる 事業所の所在地	〒100-0101		
	東京都大島町元町字地の四4番1		
法人等の連絡先	電話番号	04992-2-2080	
	FAX番号	04992-2-3728	
	ホームページアドレス	あり: http://care-net.biz/13/tubakinomato/	
法人等の代表者の 氏名及び職名	氏名	沖山 光男	
	職名	理事長	
法人等の設立年月日	昭和42年12月1日		
法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス			
介護サービスの種類	実施数	主な事業所等の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四4番1
訪問入浴介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四4番1
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅介護支援事業	なし		
通所介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四4番1
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	1 大島老人ホーム	東京都大島町元町字地の四4番1
短期入所介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		

縦に長い画面

見直し後①



内容ごとに事業所情報を分類し「タブ」で区切ることにより、メリハリのある情報とする。利用者が知りたい情報が探しやすいよう工夫。

※「事業所の概要」「事業所の特色」「事業所の詳細」「運営状況」「その他（都道府県独自設定項目）」に分類。

訪問介護 事業所の名称1

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

内容ごとに情報を分類

● 所在地・連絡先

事業所名

社会福祉法人(社協以外)

訪問介護 事業所の名称1

住所

〒064-0941
北海道札幌市中央区旭ヶ丘
建物等の名称

連絡先

Tel: 110-1100-1100
Fax: 110-1100-1100
[ホームページ](#)

記入日

2012年06月01日

介護予防サービスの実施
?

あり

なし

併設している介護サービス

あり

なし

※詳しくは[事業所の特色](#)をご覧ください。

印刷する

しおりをつける

サンプル

見直し後②



基本情報の場合は、
「法人情報」「所在地等」「従業者」「サービス内容」「利用料等」
に分類。

法人情報 所在地等 従業者 サービス内容 利用料等

知りたい事
項を選んで
閲覧できる。

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の名称	法人等の種類	社会福祉法人(社協以外)	
		(その他の場合、その名称)	
	名称	(ふりがな)	ほうもんにゅうよくかいご ほうじんめいしょう1
法人等の主たる 事務所の所在地		訪問入浴介護 法人名称1	
		〒064-0941	
		札幌市中央区大通東	
法人等の連絡先	電話番号	000-0000-0000	
	FAX番号	000-0000-0000	
	ホームページ	あり	
法人等の代表者の 氏名及び職名	氏名	法人代表 氏名	
	職名	法人代表 職名	
法人等の設立年月日		2000/06/01	

法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

事業所情報②「事業所の概要」

見直し後



公表されている膨大な情報の中から、基本的な情報を抽出した「概要版」が最初に表示される。
また、印刷ボタンから印刷をすると綺麗に成形されてプリントされるので保存用としても活用できる。（他の画面でも同様）

●事業所概要

運営方針		事業所の運営に関する方針です。 1. ○○○ 2. ●○○ 3. ●●●	
事業開始年月日		1997/06/01	
サービス提供地域 ?		サービス提供地域は以下になります。 1. 北海道札幌市中央区旭ヶ丘	
営業時間 ※ ()内はサービスを利用できる時間	平日	8時0分～12時0分	(8時0分～12時0分)
	土曜	9時0分～13時0分	(9時0分～13時0分)
	日曜	10時0分～14時0分	(10時0分～14時0分)
	祝日	11時0分～15時0分	(11時0分～15時0分)
	定休日	定休日は月曜日です。	
	留意事項	留意事項は以下になります。 1. ▲▲▲ 2. △△△ 3. ▼▼▼	

●サービス内容

加算とは？

サービスの特色 ?		介護サービスの提供内容に関する特色等は、以下になります。 1. aaa 2. bbb 3. ccc	
特定事業所加算(Ⅰ)		あり	なし

印刷する

しおりをつける



写真や地図も
表示される



事業所情報③「運営情報」

現行

調査員が使用する調査票の内容がそのまま使用され、表現が行政目線であるため、一般の利用者や家族が見ても意味がわかりにくい。
※「利用者の選択支援」という制度本来の目的に立ち返り、利用者が利用しやすい内容・表現に、抜本的に見直すべきという指摘もあり。

中項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

小項目1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。

確認のための材料 ☒ 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

確認事項(2). 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。

確認のための材料 ☒ 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。

小項目2. 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況

確認事項(1). 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。

確認のための材料 ☒ アセスメント（解決すべき課題の把握）のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果の記録がある。

確認事項(2). サービス提供の契約前又は契約時に、利用者の居宅を訪問し、車輛の駐車位置及び設備の搬入順路を把握している。

確認のための材料 ☒ 利用者ごとの居宅における車輛の駐車位置及び設備の搬入順路の記録がある。

調査票
の言葉
をそのま
ま転載

小項目3. 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用者ごとの当該サービスに係る計画を作成している。

見直し後



内容ごとに分類（中項目7分類）しタブで分けることにより、利用者が知りたい内容を閲覧できるように工夫。
また、チェック項目が一目でわかるよう、「○」「—」により表示し視覚的に工夫。
記載内容も「利用者目線」で簡潔な文章にして公表する。

利用者の権利擁護	サービスの質の確保への取組	相談・苦情等への対応	外部機関等との連携	事業運営・管理	安全・衛生管理等	従業員の研修等
☐ 運営状況が「あり」のもの ☐ 運営状況が「なし」のもの 該当 なし サービスを行っていないか、事例がなかったもの						
●1. 利用者の権利擁護のための取組						
(1) サービス提供開始時のサービス内容の説明及び同意の取得状況						チェック項目
・利用申込者に対し、サービスの重要事項について説明し、サービス提供開始について同意を得ている。						
重要事項を記した文書に、利用申込者等の署名等がある。						○
(その他)	記名捺印があります。					○
・サービス利用契約の際、利用申込者の判断能力に応じて、代理人等との契約を行ったり、立会人を求めている。						
利用者の家族、代理人等と交わした契約書等がある。						○
(その他)	文書があります。					○

文章も利用者向けに読みやすいよう整理

一目でわかるよう記号を活用

ただし、チェック項目は多いサービスで120程度もあるので、利用者が全て内容を確認していくには負担が多く、全体の状況はわかりにくい。もうひと工夫が必要！

利用者の権利擁護	サービスの質の確保	相談・苦情等への対応	外部機関等との連携	適切な事業運営・管理	安全・衛生管理等	従業者の研修等
☐ 運営状況が「あり」のもの ☐ 運営状況が「なし」のもの 該当 なし サービスを行ってはいないか、事例がなかったもの						
●1. 利用者の権利擁護のための取組						
(1) サービス提供開始時のサービス内容の説明及び同意の取得状況						チェック項目
・利用申込者に対し、サービスの重要事項について説明し、サービス提供開始について同意を得ている。						
重要事項を記した文書に、利用申込者等の署名等がある。						—
・サービス利用契約の際、利用申込者の判断能力に応じて、代理人等との契約を行ったり、立会人を求めている。						
利用者の家族、代理人等と交わした契約書等がある。						○
(2) 利用者等の情報の把握及び課題分析の実施状況						チェック項目
・利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族の希望と、利用者の心身の状況を把握している。						
利用者のアセスメント（解決すべき課題の把握）のための文書に、利用者等から聴取した内容等が記載されている。						○

このため、

利用者が、全体の運営状況を客観的に把握できるように、
分類された項目ごとに、「○」の数の割合をレーダー図で表示。

※「該当なし」にチェックがある場合は、分母・分子に含めない



※所在する都道府県の平均と比較できるため、事業者自身にとっても、客観的に全体の運営状況が把握できる

事業所情報④「比較機能」

見直し後



比較したい事業所を一度に3つまで比較することが可能。
「事業所の概要」「事業所の特色」「運営状況」の情報が比較できる。

事業所の概要

事業所の特色

運営状況

この比較表を印刷する

違いのある項目だけを表示する

事業所名		訪問介護 事業所の名称1	訪問介護 事業所の名称2	訪問介護 事業所の名称3
従業員の男女比	女	1	1	1
	男	1	1	1
従業員の年齢構成	20代	5 人	5 人	5 人
	30代	6 人	6 人	6 人
	40代	7 人	7 人	7 人
	50代	8 人	8 人	8 人
	60代～	9 人	9 人	9 人
利用者の男女比	女	1	1	1
	男	1	1	1
利用者の年齢構成	20代	6 人	6 人	6 人
	30代	7 人	7 人	7 人
	40代	8 人	8 人	8 人
	50代	9 人	9 人	9 人
	60代～	10 人	10 人	10 人
定員に対する空きの有無		あり なし	あり なし	あり なし

「事業所の特色」ページの新設



事業所の特色が一目でわかるよう、一つのページにまとめる。
投稿は事業所の任意で随時更新が可能。

● サービスの内容に関する写真



● サービスの内容に関する動画へのリンク



[【タイトル:紹介動画はこちら】](#)

紹介動画のPRをご覧ください。

写真、動画の他に、、、

従業員や利用者の特色

サービス内容の特色

定員に対する空き状況なども投稿可能

※「虚偽」又は「誇大」広告は指定基準で禁止されているため、事業所はこれに留意の上投稿
(事業所向けマニュアルや報告システムの画面でも周知を行う)

「都道府県独自設定項目」の新設



法改正に基づき、全国一律の公表項目に加え、
地域の実情に応じて各都道府県で独自に項目を設定できるようになった。

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

印刷する

しおりをつける

※このページは事業所の情報をよりわかりやすく提供するために、都道府県ごとに設けている項目です。

設問1	A整備
設問2	B整備
設問3	A整備,B整備,C整備,D整備
設問4	整備をしている段階です。
設問5	整備をしている前段階です。整備をしている段階です。整備を終えた段階です。
設問6	あり

※設問に対する「単一選択方式」「複数選択方式」「自由記載方式」等設定が可能

ヘルプ機能の大幅な充実



介護保険制度を全く知らない方でも、システムが使えるよう、操作説明だけではなく、介護保険制度のいろはの「い」から丁寧に解説。事業所を探す際に必要な情報は概ね網羅。大幅なヘルプ機能の充実を図る。

ヘルプ機能は常に画面の左側に固定

全国版トップ > 介護保険の解説

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 介護保険の解説

介護保険の解説

■ 介護保険とは

■ 介護サービス情報公表制度とは

■ サービス利用までの流れ

■ 用語の解説

■ サービスにかかる利用料

(例) サービス利用までの流れをイラスト入りで丁寧に説明

● サービス利用までの流れ

サービス利用までの流れをご確認いただけます。

① 要介護認定の申請



介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には、介護保険被保険者証が必要です。
40～64歳までの人(第2号被保険者)が申請を行なう場合は、医療保険証が必要です。

② 認定調査・主治医意見書



市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がいけない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。

※ 申請者の意見書作成料の自己負担はありません。

(例) システムの操作説明は誰にでもわかるよう工夫

1.1.1 地図から探す

1. トップページ「地図から探す」ボタンをクリックします。



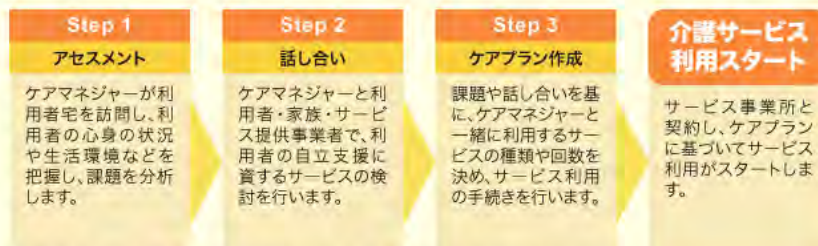
居宅介護支援(ケアマネジメント)

居宅介護支援は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

居宅介護支援は、特定のサービスや事業者に偏ることがないよう、公正中立に行うこととされています。

！ 補足で説明します

ケアプランは以下の流れで作成されます。



※要支援の方のケアプランは地域包括支援センターが作成します。



各サービスの説明は
イラストを活用し
わかりやすく解説

サービスにかかる利用料

● 利用料

介護保険サービスを利用した場合の**利用者負担**は、原則として介護サービスにかかった費用の**1割**です。仮に1万円分のサービスを利用した場合に支払う費用は、1千円ということです。

介護保険施設利用の場合は、費用の1割負担のほかに、居住費、食費、日常生活費の負担も必要になります。

ただし、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に**負担の軽減措置**が設けられています。

※居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(支給限度額)が要介護度別に定められています。

サービスごとの
利用料の目安や
低所得者に対する
減免制度の
解説も追加



アンケートの常設



システム見直し後も、世の中のニーズや、社会の変化に継続的に対応していくため、アンケート調査を常設。
様々な意見を、定期的にシステムに反映していくことができる仕組みとする。

アンケート

アンケートをお願いいたします。

属性(立場)	☐ 1. 一般 ☐ 2. 介護事業所 ☐ 3. ケアマネジャー ☐ 4. 地域包括支援センター ☐ 5. 行政機関
属性(年齢)	☐ 1. 40歳未満 ☐ 2. 40歳代 ☐ 3. 50歳代 ☐ 4. 60歳代 ☐ 5. 70歳代 ☐ 6. 80歳代以上
属性(男女)	☐ 1. 男 ☐ 2. 女
情報公表システム利用の有無。	☐ 1. 初めて使う ☐ 2. 時々使う ☐ 3. 頻繁に使う
介護保険制度の認知度。	☐ 1. 詳しく知っている ☐ 2. あまり詳しくは知らない ☐ 3. 全く知らない
情報公表制度の認知度。	☐ 1. 詳しく知っている ☐ 2. あまり詳しくは知らない ☐ 3. 知らなかった
全体的な操作方法。	☐ 1. 使いやすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. 使いにくい
全体的な画面の見やすさ。	☐ 1. 見やすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. 見にくい
検索方法について。	☐ 1. わかりやすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. わかりにくい
事業所選択に役立った情報(複数選択可)	☐ 1. 事業所概要 ☐ 2. 事業所の特色 ☐ 3. 事業所の詳細 ☐ 4. 運営状況 ☐ 5. その他(都道府県が設定した情報)

今後のスケジュール

平成24年

- 8月31日(金) 都道府県担当者会議
(新システム提示、操作説明等)
- 9月10日(月) 一般向けアナウンス(HP)
- 9月24日(月) 都道府県先行リリース
- 10月1日(月) 新システム稼働